

## 第17回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

平成23年6月1日(水)午後3時～午後5時

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

安部秀法, 石津隆生, 上田昭典, 坂下宗生, 佐藤元宣, 関根澄子, 原田慧子  
肥後正徳, 藤井紀子(五十音順, 敬称略)

#### [説明者]

藤本事務局長, 大江首席家庭裁判所調査官, 明比家事首席書記官,  
山崎少年首席書記官, 紀太次席家庭裁判所調査官

#### [事務担当者]

今田総務課長, 田中総務課課長補佐, 池田庶務係長

### 第4 議事

#### 1 開会宣言(総務課長)

#### 2 委員異動報告

##### (1) 平成23年4月12日付け新任

佐々木夏織

##### (2) 平成23年4月22日付け新任

城 雅治

#### 3 議事

子どもを巡る紛争解決に向けた家庭裁判所の取組について

説明者による概要説明とDVDビデオ(子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと)の視聴

#### [委員]

- ・ 子どもを巡る紛争解決に向けた取組において, 家庭裁判所が抱える問題点や課

題はどこにあるのか。

[説明者]

- ・ 広島家裁の調停成立率は、乙類調停及び乙類以外の調停共に全国平均を大きく上回っていたが、平成21年以降子の監護を巡る事件については全国平均を下回る傾向にある。これが子どもを巡る紛争調停事件の充実に関する取組を始めた一つのきっかけである。

[委員]

- ・ 権利意識の高まりにより、当事者の理解を得られにくくなってきているため、以前よりも子どもを巡る調停事件についてはまとまりにくい状況にある。当事者に調停に対する理解を深めてもらうためにビデオやしおりを作成しているのだと思うが、改訂するにはどうすればよいか、これ以外に工夫する点はないかというように目に見える問題点を家裁委員会の場で提示していただけると議論しやすい。

[説明者]

- ・ 委員の御意見を踏まえ、次回以降より議論がしやすいような提示の仕方となるよう工夫していきたい。

[委員]

- ・ 調停の充実と迅速化は表裏の関係にあると思う。調停において親権の問題が入ってくると両方の親に分かってもらうには時間がかかり、長期化する傾向にある。調停室の数に限りがあること、調停委員、審判官及び代理人の間で次回期日の調整の結果、次回期日がかなり先になるといった事情も長期化する原因とも考えられる。

[委員]

- ・ DVDを見たところ、離婚に至る夫婦の場合、離婚が現実化してくると、相手に負けたくないという感情が先に出て、冷静な判断ができず、子どもにまで気がまわっていないと思う。離婚が現実化して、お互いの感情が露呈されるまでにはある程度の期間がかかっていると思うが、感情的になる前の段階であれば、子

もを間にはさんで子どもに影響を与えることなく離婚することを考えることができるのではないか。家庭裁判所は敷居が高いので、この段階で気軽に相談できる機関はないか。

- ・ 家庭裁判所に調停を申し立てる前に法テラスを訪ねる人もいる。
- ・ 一般人からすれば、法テラスも敷居が高く行きにくい。行政機関とか調停委員の中に困りごと相談のようなことをしてくれる所はないのか。
- ・ 女性の調停委員の間では、そういうことも今後考えていくべきではないかという意見もある。
- ・ 両者が感情的になる前の軽い段階で気軽に相談できる機関があれば良いと思う。
- ・ 弁護士も法律相談においていろいろと考えて対応している。
- ・ 結婚問題カウンセラーという資格もあるが、弁護士資格のない者が法律相談をして報酬を得れば弁護士法に抵触することから、相談の範囲には限度があると考ええる。

#### [ 説明者 ]

- ・ 婚姻の解消を求めるのではなく、その修復を求めるための夫婦関係調整調停(円満)の申立てをすることもできるわけで、家庭裁判所の調停は、離婚問題が深刻な状況になる以前の場面でも気軽に利用できる制度であることを理解していただきたい。

#### [ 委員 ]

- ・ 昔は、仲人がいて、夫婦間に問題が生じた場合、仲人に相談してうまくまとめてもらっていたと思うが、現在は、仲介を期待できる人がいなくなってきた。
- ・ 親権には、権利と義務があると思う。権利があまりに全面に出過ぎて、親の義務が隠れてしまっている。一般に、若い人は権利意識が高いと言われるが、親権は、金銭や財産と同じで、子どもを所有する権利であるという意識があまりに強すぎるのではないか。調停の場で、義務の面を強く打ち出すことが成立率を上げるヒントにならないか。先ほど視聴したDVDにおいても権利の主張が全面に出ている。子どものためということ冷静に考えるのであれば、義務の面も考える

べきではないか。

- ・ 調停の場でうまく話ができない親や、家族面接室（プレイルーム）において子どもとうまく対応できない親もいると思う。子どもとの接し方が下手でも愛情深い親もいる。親権を指定する上で、裁判所は正確な判断ができるのか。

[説明者]

- ・ 親権については、どちらが子どもの福祉に添うかという視点に立つことが必要であり、当事者にもそれを納得してもらわなければ調停を円滑に進めることはできない。
- ・ 家族面接室での調査を行う場合には、事前に各当事者と面接をする等して、背景状況や双方の人柄も考慮した上で面接調査を行い、慎重に判断するようにしている。家族面接室での一場面だけを取り上げて判断することは危険であり、そのようなことはしていない。

[委員]

- ・ 家族面接室での調査期間について、目安はあるのか。また、家族面接室での調査は当事者の希望がある場合に行うのか。

[説明者]

- ・ 調査の期間は、通常、誰を対象にして、どの範囲で、どれくらいのメニューで調査を行うかにより、概ね決まってくる。できる限り速やかに行っている。
- ・ 家族面接室を使つての調査をするのか否かは、調停委員会がその必要性を判断して決めるものであり、当事者が希望すればすべて行われるといったものではない。

[委員]

- ・ 一般に「親権を取る。」、「親権を取らない。」といった表現をしており、親権を取ることが一つの成果と考えてしまうところがあって、これを解きほぐすには時間がかかる。親権について、分かりやすく説明できるパンフレットやDVDがあればよいと思う。パンフレット等があるのであれば、それが一般市民の目から見てどのように見えるのか議論してもよいのではないか。親権が子どものため

にあるものと理解させるツールがあればよい。

- ・ 親の立場から見た親権と子どもの立場から見た親権があるように思う。調停の場で、当事者に対し、子どもにも自由に行き来できる権利があるのではないかと伝えると気付いてもらうことがあり、この点をもう少しアピールすべきではないか。「面接交渉」を「面会交流」と変えたように「婚姻費用」は何とかならないか。結婚式の費用だと誤解する人がいて、説明に苦慮する。

[説明者]

- ・ 親権や面会交流を考えるにあたって、子どもの立場、視点が重要であることは委員指摘のとおりであり、今回、子どもを巡る紛争をテーマとして取り上げたのも、その点を十分御理解いただきたいという思いからである。

[委員]

- ・ 最高裁作成のパンフレット及びDVDは、いずれも良くできているが、親の視点から作成されている。親に向けてのパンフレットなのでやむを得ないと思うが、子どもならこう思うといった、子どもからの視点が冒頭に出てくれば、親はこうすべきといった点が分かりやすいものになると思う。広島家裁で作成するパンフレットには、何らかの形で広島らしさが出るような工夫が欲しい。

[説明者]

- ・ 広島家裁で作成しているパンフレットについては、今年度中に内容も含めて改訂のための検討を行う予定である。改訂にあたっては、御意見を参考とさせていただき、その結果等は次回以降に随時報告することとしたい。

#### 4 少年事件における被害者傍聴について

第15回の委員会において、少年事件の被害者傍聴について実例があれば紹介することになっていたが、現時点で広島家裁本庁において実施例はない。

#### 5 次回の予定等

##### (1) テーマ

「少年事件の低年齢化」をテーマとする。

広島家裁作成のパンフレットの改訂状況について報告

(2) 期日

平成23年12月7日(水)午後3時から

6 施設の見学

希望者を家族面接室に案内